

時間帯別電灯（ドリーム^{エイト}8）

（選択約款）

2026 年 11 月 1 日実施

北海道電力株式会社

時間帯別電灯（ドリーム^{イト}8）

I 本 則

1 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用され、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象で、5（時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要であり、かつ、この選択約款実施の際現に選択約款の時間帯別電灯（2026 年 4 月 1 日実施。以下「旧選択約款」といいます。）の適用を受けている場合に適用いたします。

2 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

3 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

4 契 約 容 量

- (1) 契約容量は、原則として実施細目 2（契約容量）にもとづき定めます。
- (2) 別表 1（夜間蓄熱型機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱型機器」といいます。）を使用される場合は、(1)にかかわらず、契約容量は、原則として、次のイによってえた値に 0.4 を乗じてえた値がロによってえた値以上となる場合は、イによってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

イによってえた値＋ロによってえた値×0.1

イ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器以外のものについて、原則として(1)の契約容量決定方法に準じてえた値

ロ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器の総容量（入力）

5 時 間 帯 区 分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) 昼間時間

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。

(2) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

6 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気標準約款〔低圧〕（以下「標準約款」といいます。）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、標準約款別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、標準約款別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、標準約款別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、標準約款別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

イ 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	3,113 円 60 銭
---------	--------------

ロ 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	5,116 円 00 銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	621 円 60 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 昼間時間

最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	38 円 73 銭
90 キロワット時をこえ 210 キロワット時までの 1 キロワット時につき	46 円 45 銭
210 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	50 円 97 銭

ロ 夜間時間

1 キロワット時につき	26 円 29 銭
-------------	-----------

7 使用電力量の算定等

- (1) 料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯ごとに、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、お客さまが需給契約を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の時間帯別の使用電力量を合計した値といたします。

なお、お客さまが希望される場合は、5（時間帯区分）(1)の開始時刻を前後 1 時間の範囲内で変更することができます。ただし、昼間時間の延長または短縮は行ないません。

- (2) 夜間蓄熱型機器の計量等

イ 夜間蓄熱型機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量する供給設備が設置されている場合は、専用の屋内電路を施設し、直接接続された夜間蓄熱型機器に限り、当該夜間蓄熱型機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、夜間時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお、当該一般送配電事業者等は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

ロ イの場合で、当該一般送配電事業者等が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものといたします。

8 そ の 他

- (1) 当社は、標準約款 18（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

ただし、昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表 2（昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。

- (2) その他の事項については、標準約款によるものといたします。
- (3) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ 実 施 細 目

1 適 用 範 囲

「昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要」とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

2 契 約 容 量

- (1) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに特定小売供給約款〔以下「供給約款」といいます。〕別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕に準じて換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、供給約款別表 4（契約負荷設備の総容量の算定）に準じて総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

- (2) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、標準約款別表 4（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

- (3) お客さまが希望され、かつ、当該一般送配電事業者等の電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約容量は、電流制限器の定格電流または電流を制限する計量器により制限される電流にもとづき次の算式により算定いたします。

$$\text{入力(キロボルトアンペア)} = \frac{\text{電流制限器の定格電流(アンペア)または電流を制限する計量器により制限される電流(アンペア)}}{100 \text{ ボルト}} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、電流制限器とは、最大電流 5 アンペア、最大電流 10 アンペア、最大電流 15 アンペア、最大電流 20 アンペア、最大電流 30 アンペア、最大電流 40 アンペア、最大電流 50 アンペアまたは最大電流 60 アンペアの電流制限器をいいます。

3 夜間蓄熱型機器にかかわる取扱い

- (1) 夜間蓄熱型機器とは、別表 1（夜間蓄熱型機器）に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。
- (2) 別表 1（夜間蓄熱型機器）(1)には、次の場合を含みます。
 - イ お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合
 - ロ 本則 7（使用電力量の算定等）(2)イの場合で、当該一般送配電事業者等の夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量器が取り付けられている場合
- (3) 夜間蓄熱型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。
- (4) 当社は、別表 1（夜間蓄熱型機器）に定める夜間蓄熱型機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱型機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

4 使用電力量の算定等

昼間時間の開始時刻を新たに設定し、または変更された日から 1 年間については、原則として昼間時間の開始時刻を変更することはできません。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は、2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

2 適用範囲についての特別措置

電灯または小型機器を使用され、託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象で、本則 5（時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要（その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。）であり、次のいずれかに該当し、お客さまがこの選択約款の適用を希望され、かつ、当社との協議が整った場合には、本則 1（適用範囲）にかかわらず、当分の間、この選択約款を適用いたします。

- (1) 2018 年 3 月 31 日以前から供給設備を設置し、2018 年 4 月 1 日以降も引き続き、当該供給設備を設置している需要場所において、新たに電気を使用される場合
- (2) 供給約款の従量電灯と選択約款の深夜電力 B、深夜電力 C もしくは深夜電力 D とを 1 需要場所においてあわせて契約しているお客さま、または選択約款のピーク抑制型時間帯別電灯もしくは 3 時間帯別電灯のお客さまが契約種別を変更される場合

3 契約容量についての特別措置

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合を除き、契約容量は、当分の間、本則 4（契約容量）にかかわらず、原則として(2)にもとづき定めます。

イ この選択約款実施の際現に本則 4（契約容量）により契約容量を定めている場合

ロ この選択約款適用の際現に供給設備を設置し、かつ、需給契約が消滅している需要場所で、需給契約消滅の際現に本則 4（契約容量）により契約容量を定めているものにおいて、新たに電気を使用される場合

ハ この選択約款適用の際現に選択約款のピーク抑制型時間帯別電灯（2026 年 11 月 1 日実施。以下「ピーク抑制型時間帯別電灯」といいます。）4（契約容量）または 3 時間帯別電灯（2026 年 11 月 1 日実施。）4（契約容量）により契約容量を定めている場合

ニ 本則 7（使用電力量の算定等）(2)イに該当する場合

ホ その他特別の事情がある場合

- (2) 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、標準約款別表 4（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

また、お客さまが希望され、かつ、当該一般送配電事業者等の電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約容量は、電流制限器の定格電流または電流を制限する計量器により制限される電流にもとづき次の算式により算定いたします。

$$\text{入力(ワット)} = \frac{\text{電流制限器の定格電流(アンペア) または 電流を制限する計量器により制限される電流(アンペア)} \times 100 \text{ ボルト} \times \frac{1}{1,000}}$$

なお、電流制限器とは、最大電流 5 アンペア、最大電流 10 アンペア、最大電流 15 アンペア、最大電流 20 アンペア、最大電流 30 アンペア、最大電流 40 アンペア、最大電流 50 アンペアまたは最大電流 60 アンペアの電流制限器をいいます。

4 使用電力量の算定等についての特別措置

本則 7（使用電力量の算定等）(2)イの「なお、当該一般送配電事業者等は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。」は、当分の間、「なお、当該一般送配電事業者等は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後 5 時間の範囲内で変更することがあります。」と読み替えるものといたします。

5 5 時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置

- (1) 当社は、本則 7（使用電力量の算定等）(2)イに該当し、当該一般送配電事業者等が毎日午前 1 時から午前 6 時まで以外の時間を適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断する夜間蓄熱型機器を 5 時間通電機器といたします。

なお、当該一般送配電事業者等は、供給設備の状況により、5 時間通電機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

- (2) 当社は、次のいずれかに該当する夜間蓄熱型機器を 5 時間通電機器として取り扱います。ただし、これらの夜間蓄熱型機器を使用される需要場所において、5 時間通電機器

をすべて取り外された場合を除きます。

イ この選択約款実施の際現に旧選択約款附則 5（5 時間通電機器等を使用されるお客さまについての特別措置）において 5 時間通電機器の適用を受けている夜間蓄熱型機器

ロ 2013 年 9 月 30 日以前から 5 時間通電機器に係る供給設備を設置し、2013 年 10 月 1 日以降も引き続き、当該供給設備を設置している需要場所において、お客さまが新たに電気を使用される場合の(1)に該当する夜間蓄熱型機器

ハ イまたはロに該当する夜間蓄熱型機器を使用される需要場所において、取り付けまたは取り替えられた(1)に該当する夜間蓄熱型機器

(3) (1)の「なお、当該一般送配電事業者等は、供給設備の状況により、5 時間通電機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。」は、当分の間、「なお、当該一般送配電事業者等は、供給設備の状況により、5 時間通電機器について通電開始時刻を前後 5 時間の範囲内（ただし、特別の事情がある場合には、前後 5 時間の範囲外とすることがあります。）で変更することがあります。」と読み替えるものといたします。

(4) この選択約款適用の際現にピーク抑制型時間帯別電灯附則 5（5 時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）(2)もしくは(4)または選択約款の深夜電力 D（2026 年 11 月 1 日実施。）の適用を受けている夜間蓄熱型機器は、(2)に準ずるものといたします。

(5) (2)または(4)の場合で、当該一般送配電事業者等が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものといたします。

6 この選択約款の実施にともなう切替措置

この選択約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、標準約款 17（料金の算定）および標準約款 18（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、昼間時間における料金適用上の電力量区分は、別表 2（昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）に準じて日割計算をいたします。

別 表

1 夜間蓄熱型機器

夜間蓄熱型機器とは、次のいずれにも該当するものをいいます。

- (1) 主として夜間時間に通電する機能を有すること。
- (2) (1)の通電時間中に蓄熱のために使用されること。

2 昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

- (1) 昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 90 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

$$\begin{aligned} \text{第2段階料金適用電力量} &= 210 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \\ &\quad - \text{第1段階料金適用電力量} \end{aligned}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、最初の90キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいい、第2段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、90キロワット時をこえ210キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。また、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ただし、標準約款17（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

- (3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう暦日数は、次のとお

りいたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の始期が属する月の日数いたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の始期が属する月の日数いたします。